

中央区公式ツイッター運用要領

(目的)

第1条 この要領は、中央区（以下「区」という）がTwitter（以下「ツイッター」という。）を区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター インターネット上で140文字以下の短い文章等を不特定のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
- (2) 公式ツイッター 区が設置・運用するツイッターをいう。
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ツイート ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (5) リプライ 他のユーザーのツイートに返信をすることをいう。
- (6) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。
- (7) フォロー 他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。

(運営主体)

第3条 公式ツイッターの運営主体は区とし、アカウントの管理及びツイートの発信は企画部広報課が行う。

2 ユーザー名は、chuo_city とする。

(アカウント運用者の明示)

第4条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体としてツイッターのユーザー名を、区ホームページ上に明示する。

(アカウント運用主体、発信内容等の明示)

第5条 本運用要領で定められているアカウントの運営主体及び発信する内容、発信方法等について、ツイッターのプロフィール欄に明示する。

(掲載内容)

第6条 公式ツイッターにおいては、次に掲げるものをツイートする。

- (1) 中央区の公式ホームページで区民等に情報提供したもの
- (2) 地震・事故等による災害情報及び大雨・暴風などの気象情報
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区民にとって有益であると広報課が判断したもの

第7条 画像の投稿は、原則として区で所有するもので使用に関して適切であると判断したものについて行う。

(リプライ、リツイート及びフォローの制限)

第8条 リプライは、原則行わない。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が発信したツイートで、特に企画部広報課長が必要と認めるものは、この限りでない。

2 リツイートは、原則行わない。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が発信したツイー

トで、特に企画部広報課長が必要と認めるものはこの限りでない。

3 フォローは、原則行わない。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が開設したアカウントで、特に企画部広報課長が必要と認めるものはこの限りでない。

(ホームページとのリンク)

第9条 ツイートに記載するリンクのリンク先は、原則として中央区が運営するホームページのみとする。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が開設・運営しているホームページで、特に企画部広報課長が必要と認めるものはこの限りでない。

(その他)

第10条 その他、この要領の実施について必要な事項は、企画部広報課長が別に定める。

付 則

この要領は、平成24年11月1日から施行する。